

議案第 8 号

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う  
関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係  
教育委員会規則の整備に関する規則の新設について、別紙のとおり提出します。

平成 22 年 3 月 20 日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

暴力団の関与等を排除するため、公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行ったことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 暴力団等からの申請を防止するため、次に掲げる規則に規定されている施設の利用申し込みに係る申請書の様式について所要の整備を行う。

ア 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則

イ 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則

ウ 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)</u>の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家(以下「青年の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>様式第1号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立大山青年の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立大山青年の家(以下「青年の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>様式第1号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立大山青年の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p>

<p>次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。</p> <p><u>申込みには、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守し、かつ、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u></p>	<p>次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。</p>
<p>略</p> <p>注 <u>条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p>略</p>

（鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（利用の許可の取消し）</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p>様式第1号（第8条関係）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（利用の許可の取消し）</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 略</u></p> <p>様式第1号（第8条関係）</p>

鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書	鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書
職 氏 名 様	職 氏 名 様
年 月 日	年 月 日
申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話	申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話
次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したいので、申し込みます。 <u>申込みに当たっては、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守し、かつ、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u>	次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したいので、申し込みます。
略	略
注 条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。	

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
様式第1号（第8条関係）	様式第1号（第8条関係）
鳥取県立博物館展示室等利用申込書  職 氏名 様  次のとおり鳥取県立博物館を利用したいので、申し込みます。 <u>申込みに当たっては、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第7条の規定を遵守し、かつ、条例第6条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u>	鳥取県立博物館展示室等利用申込書  職 氏名 様  次のとおり鳥取県立博物館を利用したいので、申し込みます。

年 月 日  申込者 住所 氏名	年 月 日  申込者 住所 氏名
略	略
備考 略 <u>注 条例第6条第2項第3号の該当の有無について</u> <u>必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあ</u> <u>る。</u>	備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。